

平成 2 9 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 5 月 2 3 日（火）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

教育長	白井正三郎
教育長職務代理者	松原秀成
委員	石井正治
委員	古巻勲
委員	上野操

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	川勝賢治
	指導室長兼教育研究所長	市川茂
	学校施設担当課長	高橋和彦
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同 主査	栗間大介

白井教育長	<p>開会時刻 午前10時</p> <p>ただいまから、平成29年第10回教育委員会定例会を開催いたします。本日は、傍聴人ございません。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。松原委員と古巻委員をお願いいたします。</p>
教育長	<p>続いて日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第24号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。本件は、教育に関する予算、条例案について、平成29年第2回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。区議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教育長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第24号議案については、意見聴取された議案が区議会に上程された後に議事録の公開を可能とさせていただきます。</p> <p>〔第24号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
教育長	<p>それでは、第24号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>それでは、教育に関する事務の議案についてということで、今回、4件の意見聴取をいただいております。めくっていただきまして、平成29年度第1号補正予算(案)概要、教育をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、歳出についてですが、上から3行目、学校施設費の工事請負費、こちらが3,200万円の増額をさせていただきます。こちらにつきましては、小岩小学校の校庭の一部に屋内型の相撲場を建設するということでの建設費、工事請負費を3,200万円予算計上させていただくことになり</p>

<p>教 育 長</p> <p>高橋学校施設 担 当 課 長</p>	<p>ます。</p> <p>続きまして、瑞江第三中学校の施設改築費、こちらにつきましては、1億6,521万円を増額補正させていただいたところであります。瑞江第三中学校におきましては、平成31年度の改築校として決定をしております。今回につきましては、基本設計・実施設計等の委託料、また、プロポーザル、設計者の選定プロポーザルに係る報償費、旅費等を計上させていただく中で、1億6,521万円。</p> <p>合計で1億9,721万円の増額補正を計上させていただいているところになります。</p> <p>続いて、下段のほうの繰越明許費になりますが、こちらにつきましては、瑞江第三中学校の設計は今年度と来年度、2カ年にわたって実施されます。したがって、今回、計上させていただきました設計委託料なのですが、来年度を含めて支出をさせていただくということで、1億2,901万3,000円を上限に来年度の予算に繰り越しをさせていただくことが可能だということでの予算になります。</p> <p>補正予算については、以上になります。</p> <p>続いて、学校施設担当課長。</p> <p>ただいまの小岩小学校の相撲場と瑞江三中の学校建設についてご説明いたします。</p> <p>小岩の相撲場につきましては、別紙をごらんいただきたいのですが、このたび小岩小学校内に相撲場を設置することになりましたが、江戸川区は栃錦の出身地でもあり相撲に非常にゆかりのある土地でございます。子どもたちの「わんぱく相撲大会」にも、本区教育委員会でも後援をいたしました。わんぱく相撲大会には約700名の参加がありましたように相撲が盛んであります。</p> <p>現在、区内には南葛西総合レクリエーション公園内に区民相撲場、そして、学校でも、西葛西小学校と第七葛西小学校、それから、小松川第三中学校に土俵がございます。小岩地区に部屋を構えております、田子ノ浦部屋の力士である稀勢の里関の横綱昇進などに伴いまして、ぜひ小岩地区にも土俵をとという声が地域から強く上ってまいりました。それを受けて、このたび小岩小学校内につくることになったものです。</p> <p>概要でございますが、資料、小岩相撲場についての裏面をごらんいただきたいのですが、小岩小学校の旧小岩第一幼稚園の園庭部分、ごらんいただき</p>
--	--

<p>教 育 長</p>	<p>ますと、こちらの部分、約200平米で平屋建てで建設をする予定でございます。議会終了後、まず園庭の遊具撤去を始め、その後工事を着工し、年内にはオープンを予定しております。</p> <p>なお、この相撲場は教育としての活用はもちろんのこと、地域にも開放する予定でございます。</p> <p>以上が小岩相撲場についてのご説明でございます。</p> <p>ありがとうございます。次の議案の説明をそのまま続けてください。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、続きまして、江戸川区一般職の任期付職員の採用に関する条例についてでございます。縦書きはとじ込みが逆になっております。後ろから2枚めくっていただきまして正面が縦書き資料の最初のページになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>こちらの条例につきましては、新規の制定となります。導入の目的といたしましては、複雑・高度化する行政課題、または緊急の課題に速やかに対応するため、また、もう一つが一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に対応するため、以上の目的に即しまして、期限を限定した人材を活用できるように任期を限定した職員の採用制度を導入するということになります。</p> <p>まず、こちらの2条のほうをごらんいただきます。任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識、経験を必要とされる業務に従事させるということになります。こちらは、主に弁護士、システムエンジニア、こういった方々の採用を見込んでの条項になります。</p> <p>それでは、1枚めくっていただきまして、第3条、こちらには3条1項の第1号、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、そして、2号、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、こういった業務に従事するというので、こちらの業務につきましては、具体的にはマイナンバー制度でありましたり、または、オリンピック・パラリンピック、こういった事業に対応するための職員採用を考えているということでございます。</p> <p>なお、4条、5条につきましては、職員任期の延長、更新等に対する規定がございまして、基本的には、第2条の専門業務の職員につきましては5年間、そして、第3条の一定期間に終了する業務、こういったものに従事する職員は3年を超えない範囲での雇用ということになりますが、5年の期間内であれば任期の延長、更新が可能だということになります。</p> <p>第6条関係は、第3条、専門職の職員については、原則として昇給・昇任</p>

<p>教育推進課長</p>	<p>はしないということで定めています。今回の任期付職員ですが、非常勤職員との違いについては、基本的には雇用期限が有限であるという他、ほぼ一般職員と同等の身分保障、また処遇となります。したがって、諸手当が支給されるということになります。期末勤勉手当であるとか、または退職手当、こういったものも支給対象になるところになります。</p> <p>任期付の採用に関する条例については、説明については以上でございます。</p> <p>続けさせていただきます。次は江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例です。こちらにつきましては、区の職員、公務員につきましては、公務員は法律によって身分保障がありまして、雇用が不安定にならないという理由で雇用保険の対象外ということになっております。ただし、実際に短期で公務員を辞職した場合等、雇用保険の必要手当と比べて、不利な支給額があり得るということもございます。そういった場合、その不足の分を失業者の退職手当という形で支給をさせていただくというしくみが従前からございました。今回につきましては、雇用保険法の改正に伴いまして、失業保険の退職手当の支給額が変更になったことを受けての改正ということになります。</p> <p>それでは、新旧対照表の4ページをごらんいただきます。こちら4ページ、第13条第7項第2号、アとイ、こちらの部分につきましては、雇用保険法に定める災害に被災したことによる離職など、一定の要件に当てはまるものについては、給付日数が延長されるということについて、変更点を明記させていただいているところになります。</p> <p>続きまして、6ページをごらんいただきまして、6ページの第13条第8項第5号、こちらにつきましては、公共職業安定所で紹介を受けた就業、訓練等を行う場合、そういった移転費を補償するというものになりますが、従前の雇用保険法では、職業紹介安定所のみでの紹介ということだったのですが、今回の改正で、安定所だけではなくて職業紹介事業者による紹介の職業訓練も対象になったということで、その部分を明記させていただいているところになります。</p> <p>続きまして、11ページの部分、こちらが付則第14条になりますが、こちらにつきましては、同じく雇用保険法において雇用情勢が悪い地域に移住する者の給付日数が延長する暫定措置を5年間実施した、そういった部分をこちらで盛り込ませていただいているところになります。</p> <p>この改正条例の施行日につきましては、公布日から今の付則14条に当たるものにつきましては、雇用保険法の改正に合わせまして、平成30年4月</p>
---------------	---

教育推進課長	<p>1日からの公布日となります。第13条の関係につきましては、雇用保険と同一の取り扱いをするということで、平成29年4月1日に遡及しての適用という形になります。</p> <p>退職手当に関する条例の一部改正については、以上でございます。</p> <p>それでは、続きまして、もう一点、江戸川区立林間学校条例を廃止する条例、こちらにつきましては、4月25日の教育委員会第8回定例会でご審議、決定いただきました事項でございます。</p> <p>平成31年3月31日、日光の林間学校が閉鎖をいたしますので、その翌日、平成31年4月1日をもちまして、この条例を廃止するという条例案でございます。説明については以上になります。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。今、4点につきまして説明を受けましたが、これに関しましてご質問、ご意見ありましたら、どれでも結構でございます。ございましたら、よろしく願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>小岩小学校の相撲場についてお伺いしたいのですが、小岩小学校相撲場についての裏面に地図がございますが、もう一度教えていただきたいのですが、これでいきますとどこら辺につくるといえることでしょうか。</p>
学 校 施 設 担 当 課 長	<p>左の斜め左下に網かけをしている部分がございますが、おわかりになるでしょうか。小さくプールと書いてある、179平米と書いてあるところのグレーの四角になっていますが、こちらになります。</p>
石 井 委 員	<p>なるほど。わかりました。</p>
教 育 長	<p>現在は親子ふれあい広場といって、小さなお子さんとお母さんとかが一緒に、元の幼稚園が閉園して以来、有効活用という観点から旧園庭を活用して開放の場と遊んだりしている場所がここにあるのですが、利用者みなさんにもきちんと皆さんにお話しして、ここに建てさせていただきたいということですね。学校の校庭は使わない予定です。</p>
上 野 委 員	<p>屋内なのでしょう。普通の相撲部屋にあるような、ああいう感じですか、大きさは別として。</p>

学 校 施 設 担 当 課 長	そうです。
上 野 委 員	さきほど少し出ていましたが、区内で何カ所かつくっている学校とかあるわけですか。
学 校 施 設 担 当 課 長	3校でございます。西葛西小学校と第七葛西小学校と小松川三中。ただ、小松川三中は使用がほとんどない状況でございます。
上 野 委 員	なんで使っていないんでしょうか。
教 育 長	小学校については以前、先代の区長の時代に、当時の、女性の校長先生が要望した結果、とお聞きしています。
松 原 委 員	かつて私、瑞江中学校にいたときに、地元の方が勉強よりも相撲とか野球やっているほうがいいんだ、という話もあって、あったんですよ、相撲場が。今はそれがなくなったのですが。 今、機運が高まっているし、いいことだなと思いますね。
上 野 委 員	相撲というのは、女子生徒もやるようになってきているのですか。
教 育 長	結構出ています。この間、わんぱく相撲大会では、男女合わせて約750人。女子はさすがに半分はいかないと思いますが、1年生から6年生まで、男子生徒は上は裸、下はパンツ。女子生徒は当然、上はジャージみたいなのを着てやっていました。
上 野 委 員	そうですか。さっきも女性の校長先生とっていただけ、そういう意味でも関心あったんですかね。
石 井 委 員	別件になるのですが、任期付職員のことについてお伺いしたいのですが、先ほど任期が最長5年であるというようなこととお伺いしたかと思うのですが、それは文面ではどこに見えるのでしょうか。
教育推進課長	条例にはないのですが、元の法律のほうでございます。

石井委員	そうですか。わかりました。
上野委員	今、言われたように任期が2種類ありましたよね。一つは5年で、一つは3年。最終的には両方とも5年までいいという、そういう意味でしょうか。
教育推進課長	そうです。もう一つも更新で5年間まで可能となります。
石井委員	もう一つありまして、任期、最長が更新をして5年であるということで、それは理解できたのですが、一番短いほうというのはどのぐらいになってくるのでしょうか。それは3年ということでしょうか。
教育推進課長	これに関しては、特に短いほうの期限というのが特に定めがなく、極端な話、1カ月でもやろうと思えばできます。それは職員を採用するときに発令行為というのがありますけども、そちらで任期は定めるということになります。もちろんその後、事情が発生いたしまして、延長が必要になったときは、その職員の同意を得た上で延長することは可能ということになっております。
石井委員	わかりました。ありがとうございます。
上野委員	退職手当の12ページ、この中に青い字のと赤い字のとまざっているでしょう。これはどういう意味なのですか。
事務局	こちらが読み替え規定になっているのですけれども、この前段、11ページのイで書いてある部分が、12ページのイとウ、2条項に分かれて読みかえがされるという意味でして、見やすさの便宜上、赤と青で書き分けをしているということです。
上野委員	それじゃあ、条文は全部黒の字で、イ、ウだけがついているわけですか。両方に有効なわけね。
事務局	はい。両方有効な条文でございます。
上野委員	わかりました。

松原委員	<p>一般職の任期ですけど、学校の事務職員の臨時職員、それとこれとは違うのかということが1点と、現在、システムエンジニアさんとか弁護士さんで、この条例で雇用されている人は何人ぐらいいるのか、そこをちょっと教えてもらいたいんですけど。</p>
教育推進課長	<p>まず、臨時的任用職員との違いなのですけども、こちらに関しては全く身分上、別の扱いで、根拠法も別の扱いで、任期が限定された正社員とっていただければ。</p> <p>人数に関してなのですけども、江戸川区に関しては、これが新規の条例制定になりますので、今まで実績ゼロというところになってございます。</p>
教育長	<p>他区では、これで弁護士などが入ったりしております。何区ぐらいあったか補足をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>任期付職員の制度を持っている区は18区ございます。ただ、18区全部が必ずしも弁護士だけというわけではないとお考えいただければ。</p>
上野委員	<p>具体的には、弁護士どういう仕事するの。</p>
教育推進課長	<p>これまでもそうだったのですが、江戸川区に時々裁判を起こされることがございます。そういった場合、私どもは、法律家ではないのですが、事務職で作っている法務担当係という部署があります。</p> <p>また、特別区23区全体でつくっている一部事務組合というのがありますが、そちらの法務部というところ、そちらには弁護士資格をお持ちの方がいらっしゃるの、そういった方に代理人をお願いするようなことがあったりしております。</p> <p>ただ、江戸川区は係争案件が多く抱えていることもございまして、独自で弁護士をもって、そちらでも機動的に動けるようにするということがねらいです。</p>
上野委員	<p>じゃあ、訴訟の代理人なんかもやるということね。それだけのための弁護士なの。それ以外にも弁護士のほうが訴訟に関係ないことでも都合がいいということで雇っているのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>そうですね。法的知識全般のご相談ということも含めていろいろと活躍さ</p>

	<p>れているという例は伺ってはおりますけど、すみません、具体例までちょっと承知しておりません。申しわけございません。</p>
上野委員	<p>よく訴訟なんか起こされると、23区で共通で雇っている弁護士に依頼するということは知っていたのだけど、各区にもいるわけね。それと同じような機能させてもいいわけね。</p>
教育推進課長	<p>各区でやること自体は問題ありません。ただ、従前は余り訴訟案件が膨大ではなかったということもあって、23区で統一で弁護士さんがいらっしゃればそれで十分だろうという位置づけでそういうしくみがあるというのは伺っております。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。他に。</p>
古巻委員	<p>職員採用というのは、募集ですか、それとも、推薦なのですか。</p>
教育推進課長	<p>この件がどのように行われるかは詳細は伺っておりませんが、一般的には公募の上で選考ということになるかと思えます。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、他にないようでございますので、第24号議案の意見聴取については、異議なしと決定して、区長にその旨を回答させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>では、そのように決定させていただきます。</p> <p>秘密会はここまでといたします。</p>
教育長	<p>続いて、第25号議案、市民公開講座「こどもの食事、これで大丈夫？」開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。この催しについては、初めての後援名義使用申請でありますので、使用承認に当</p>

教育推進課長	<p>たり、委員の皆様にご審議いただくものであります。それでは、内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、市民公開講座「こどもの食事、これで大丈夫？」開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。</p> <p>まず、1ページめくっていただきますと申請書がございます。まず、申請団体につきましては、公益財団法人小児医学研究振興財団でございます。行事名につきましては、公開講座「こどもの食事、これで大丈夫？」です。事業目的は、小児の食育、医療情報の啓発ということで、実施日につきましては、平成29年9月10日(日)、実施会場はタワーホール船堀でございます。事業規模につきましては、江戸川区民ということで、経費の徴収はございません。</p> <p>主催団体の公益財団法人小児医学研究振興財団なのですが、こちらにつきましては、平成20年4月に設立されまして、小児医学の研究に対する助成、若手小児医師の育成等の支援、こういったものを行っている団体でございます。</p> <p>そして、この市民公開講座につきましては、平成25年度から実施をしております、今回、平成29年度で5回目を迎えることとなります。今回、5回目に当たりまして、開催地区が江戸川区ということで、江戸川区との連携により進めさせていただくというような事業となります。</p> <p>事業の内容といたしましては、4名の方の基調講演、各20分ずつの基調講演が終わった後、パネルディスカッションという形で江戸川区の健康部の健康サービス課長、また、栄養担当係長、こういった区の職員も入りまして、パネルディスカッションを行うような予定になっております。</p> <p>収支の予算書でございますが、収入につきましては、協賛金で150万円、自己資金で100万円、合わせて収入250万円の中、支出といたしましては、事業委託費でありましたり、諸謝金等々、250万円の支出ということで予算書をお預かりしているところとなります。</p> <p>それでは、めくっていただきまして、過去4回の開催実績となります。平成25、26年度は独立行政法人国立育成医療センターの講堂で開催しております。平成27年度につきましては、練馬区で開催をいたしまして、練馬区の後援事業というふうになっております。昨年、28年度につきましては、大田区で開催をされまして、大田区及び大田区教育委員会の後援、そして、区の職員が講演を行っているというような、そんな状況でございます。参考に今年度のチラシ等もお手元にお預けしておりますので、ごらんいただければ</p>
--------	--

	<p>ばと思います。</p> <p>こちらの事業につきましては、子どもの食について、広く一般区民や保育士、栄養士等に情報提供いたしまして、啓発を行うものであります。公益性が認められるというところ、また、小児期の食生活や栄養摂取状況は子どもの将来の健康状況と生活活動に大きな影響を与えるもので、食育リーダーを中心とした食に関する指導の充実を図るという本区の平成29年度の重点施策にも沿うものでございます。</p> <p>また、江戸川区の教育委員会におきましては、今回、初めての後援名義申請ということになりますが、区長部局も今回の後援については行う方針でいること。また、先ほどもご案内しましたが、区健康部の職員も講演、パネルディスカッションを行って、区と深い関係の中で開催を行うこと。また他区でも昨年、一昨年度ともに区教育委員会の後援実績があるということで今回、ご審議で上げさせていただいたところになります。</p> <p>説明は以上になります。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いたします。</p>
石 井 委 員	<p>収支予算書でお伺いしたいのですが、収入のほうでいきますと、自己資金と協賛金とございますが、協賛というのは、これはどこから来るお金なのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>こちらは、協賛金についてはどこということでは、個別に詳しくお話しはいただいていないところなのですが、この団体につきましての事業報告書の中で、こちらの団体の主に大きな協賛金等で賄っている中で、こちらの団体は寄付金等がそれぞれ各製薬会社、こういったところから多くの協賛等を受けている団体でございますので、多分こういった製薬会社、または一般企業、こういったところからの協賛金であろうということは推測させていただいているところであります。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。もう一つあるのですが、支出の側なのですが、これで教育委員会の後援が認められると、会場費というのはかからなくなるのでしたっけ。</p>
教育推進課長	<p>会場費も基本的には事業者負担という形になります。減免等は特段ござい</p>

	ません。
石井委員	わかりました。お伺いしたいことがもう一つありまして、支出の中で、事業委託費の備考欄に会場ということがありまして、そして、借料及び損料というところにも会場が入っております。また、事業委託費の中のポスター、チラシ製作費の備考にポスター、チラシ云々がありまして、印刷専門費にも広報ポスターというような格好で何となく素人目に見て、二重に出ているような事柄が多いように思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。
教育推進課長	収支予算書の前のページになるのですが、項目の10番で、こちらも会の運営に当たって、事業委託先ということで事務を含めて包括的に大幅な部分を委託するというように運営上、伺っております。そういったものの中で、事務局、要するに委託会社の中の運営に係る経費ということでこういった経費が含まれておりますというような説明は一応、いただいているところではございます。
石井委員	ありがとうございます。もう一ついいですか。この財団法人が公益財団法人ということで、言ってみれば、公益財団法人は事業報告するときに、支出がいろいろと公益性のあるもの、そうでないところというふうに分けて出てくると理解しているのですが、公益性のあるところから出てくるような事柄になってくるわけですね。要は、赤字を出してきちんとやるというような内容でよろしいわけですね、これね。
教育推進課長	今回は、公益財団法人ということになりますので、石井委員おっしゃるように基本的にはそういった部分で利益は生み出さない、要するに収支としては、基本的にはゼロというのが基本だということになるかと思えます。
石井委員	むしろ自己資金までつけたらマイナスということですね。
教育推進課長	そうです。
石井委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。他に。

松原委員	ぜひいいことなので、啓発のお願いがあるのですが、25年から参加者傾向一覧というところを見ますと、しょうがないとは思いますが、今回は「こどもの食事、これで大丈夫？」ということなものですから、各園、校のいわゆる栄養士さん、こういう人たちの参加があってほしいなということと思います。あと、お母さん方も含めて各小・中学校を通して、チラシを掲示するとかやっていただいたほうが非常にいいのかなというふうに思います。
教育長	なるほど。学校にも周知したほうがいいですね。
上野委員	後援が江戸川区での取り組みということで、江戸川区の健康部栄養担当係長さんですか。この方が頼まれてここに出るような予定になっていますけども、ということは、結局、江戸川区の健康部長ないしはもっと上の区長という者が、これ認めているということですね。ここでこの人が講演することは。
教育推進課長	健康部長だと思います。それから、江戸川区も後援予定ですので、それは初めての後援案件はふつう区長まで話が行きますので、区長も認めているということだと思います。
古巻委員	これは、江戸川区民しか参加できないのでしょうか。それとも、広く一般に公開されているのでしょうか。
教育推進課長	1枚目の申請書のところに事業規模というところで記載があります。江戸川区民という記載はございますが、特に参加対象者を江戸川区民限定にするというお話は伺っておりませんので、お見えになった方はどなたでも参加できるということによろしいと考えております。
古巻委員	テーマが毎年違いますよね。1回聞いて、次も聞いてみたいという、連続して聞かれる方もいわゆるいらっしゃるのかなという、ちょっと心配したのですが。
教育長	原則、江戸川区民ということで、開催のことだと思いますが、他から来られても排除しないということなのでしょうね、きっとね。
上野委員	前例聞きたいのですが、これ要するに後援名義の使用承認するかどうか

<p>教育推進課長</p>	<p>かでしょう、問題は。今までここにチラシの中に27年度は練馬区、28年度は大田区、29年度が江戸川区と、区が回ってきているわけですね。名は市民公開講座ですね。だから、順番に来ていますけど、場所が変わって、またやることも多少は変わってきているけども、東京都内の23区の誰でも、あるいはそれ以外でも市民ならばというような、とりあえずまだこれだけの人しか聞きに来ていないので、誰でもという語弊があるけど、なるべく大勢来てくれというふうな窓口の開き方ですね。それで、今までの練馬、大田区というのもあれでしょう。当然、使用承認しているのでしょう。</p> <p>練馬区については区の後援、大田区については、大田区と教育委員会の後援でございます。</p> <p>また、江戸川区のほうも今、後援承認をしているところでございます。</p>
<p>上野委員</p>	<p>区でもやっているのだから、私は問題ないんじゃないかと思えますけどね。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、大体ご質問いただいたと思います。ご意見もいただいたと思いますが、それでは、この承認につきまして、承認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>では第25号議案については原案どおり決定させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、続いて、第26号議案、平成29年度学校評議員の委嘱についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>市川指導室長</p>	<p>それでは、教育委員会資料、学校評議員についてご案内したいと思います。</p> <p>学校評議員の制度につきましては、大きく2点の目的で行っています。校長、園長が学校運営に向けて、保護者や住民等の意見を把握、反映し、その協力を得るために意見を求めると。もう一点は、学校運営の状況等を学校評議員に知らせることによって、学校運営への協力を円滑に行うといったところでございます。</p> <p>学校評議員については、各学校、園の校長、園長からの推薦に基づきまして、区教育委員会が委嘱するという形をとらせていただいております。各学</p>

校、園の評議員の数なのですが、およそ5名程度とするというふうに要領では定めているところでございます。それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、1でございます。まず、学校評議員の数の変遷でございますが、それぞれ平成29年度から、今年度から平成25年度まで経年の傾向がわかるように表にしております。それぞれ小学校、中学校、幼稚園、合計といった数。それと、その右側に参考までに1校、園当たりの平均の人数ということで書かせていただいているところでございます。こちら若干年度ごとに上下はあるのですが、おおよそ約平均しますと7名程度といったような傾向がございます。

それから、その下、2番の内訳一覧をごらんいただきたいと思えます。こちらは、小学校、中学校、幼稚園ごとのそれぞれの評議員の方の役職の内訳等を分類したものでございます。まず、ごらんいただきますと、全体的に多いのが旧PTAの方が割合としては一番多ございます。その次には、町会関係の方が多というふうにございます。それから、この表の一番右側の列をごらんいただきたいのですが、新規継続の内訳というものを記しております。こちら、ごらんいただくと、新規の方に比べまして、継続の方が数としては圧倒的に多というような傾向がございます。ですから、まず前年度やっていただいた方がそのまま次年度も継続といった傾向が強いのではないかなということがわかりいただけるかと思えます。

それから、その次、めくっていただきまして、次のペーパーからは各学校、園ごとの学校評議員の名簿になっております。詳細については、説明を省略させていただきますけれども、それぞれの学校ごとにお名前、所属、それから、新規または継続のいずれか、後は先ほどご案内したそれぞれの役職の内訳について、該当するものに丸をつけております。

なお、実際に一部の方については、幾つかの役職というか立場に該当する方がいらっしゃる場合がありますのですが、これはあくまでも学校、園が推薦するときにご立場で推薦したかといったところで一つだけに丸がついているかなというふうに思えますので、そういった事情のあることをご理解いただければというふうに思えます。

説明は以上でございます。ぜひご審議をお願いしたいと思えます。

教 育 長

ありがとうございました。今、説明があったとおりでございますが、教育委員会がこの学校評議員を認めるということでございますので、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

上野委員	町会の方がよく入っていますね。
指導室長	町会長は大体、各校1人は入っています。たまにゆかりのある区議会議員が入っていたりしております。
上野委員	<p>学校なんか行って、なんかしゃべったりなんかするときも、一応評議員の先生方いますよ。要はあれでしょう、学校と地域社会の人たちとの連携役みたいなものでしょう。</p> <p>そういうことから見ると、同窓会の人、卒業生が少ないというのは、あつと思ったのですけどね。</p> <p>例えば私立の特徴なのですけれども、同窓会というのは非常に重要なのですよね。卒業生というのはね。卒業生が学校に対していろいろ関係して応援してもらえるような年齢層というのは、ある程度安定した人以上になるから若い人はいないですよ。</p> <p>若い人で一生懸命、今、子どもたちが働いている人は、これは保護者会なんか活躍する。だから、二層になっているのですけれどもね。地域社会の場合は、もう少し同窓会の人で熱心な人いるじゃないですか。母校意識があつてね。そういう人がいるのかなと思ったら意外と少ないですね。</p> <p>それから、町会とかPTAの方で、継続してずっと務めている方のほうが圧倒的に多いと。これの長、短というか、端的に言って弊害みたいなものがあるのかどうかということですよ。なんかやっぱり毎年生徒が入れかわっているわけだから、それに応じてジェネレーションも循環していったほうが常識的にはいいんじゃないかなと思うのですけどね。</p>
教育長	わかりました。ご意見ありがとうございました。
古巻委員	任期というのはあるんですか。
指導室長	一応、1年ごとになります。ただ、再任が可能で、特に再任が何年までとかそういった規定はございませんので、ご了解いただければ何年にもわたっておつとめいただく、ということは可能でございます。
古巻委員	評議員の方の選出方法はどのようなものでしょうか。公募とか推薦とか人数の枠とか。

指導室長	<p>あくまでも区が決めている設置要領というのがあるのですが、その中では、あくまでも校長・園長が、教育に関する理解と識見を有すると認められる者の中から推薦するということでございます。ですから、どういうお立場とかそういった規定は基本的にはありません。</p> <p>それから、定数に関しては、各学校・園ごとに5名程度、程度という表現使っていますので、多いところはごらんいただきますと、9人とか10人超えるところもございますし、少ないところでは6名とか、そういった学校・園もございます。</p>
古巻委員	これは完全なボランティアですか。
指導室長	謝金等はないので、ボランティアとしてご参加いただくといったものでございます。
古巻委員	評議員会というのは月に何回とか決められているのですか。
指導室長	<p>この回数に関しては、規定という形で決めてはいないのですが、ただ、各学校には、趣旨等を踏まえて年間4回程度が適切というような指示をしているところでございます。</p> <p>その4回の考え方なのですが、現在、各学校がそれぞれ学校評価というのをやっているのですが、各学校の実践というか、そういったものを知っていただいたり、それこそ年度途中でご意見いただいたりとか、あと、年度の終わりに1年間を振り返ってまた総括するご意見いただいたりとか、そういったことをやっていただくためには4回ぐらいは必要ではないかという判断です。</p> <p>ただ、実際は3回とか、学校事情によってはそういったところもあるように聞いています。</p>
古巻委員	わかりました。ありがとうございます。
松原委員	区議会議員さんであるのですが、内訳の区議さんのところに丸がついていなくて。具体的には中学校の行政番号224、鹿本中なのですが、もちろんOBでもあるのですが、何か理由があるのかなと。

指 導 室 長	<p>これはあくまでも学校がどのようなお立場の方をお願いしているかということございまして、いろいろなお立場があります。ですから、あくまでも旧PTA役員の中からどなたか、というところでのこの方になったということという解釈だと思います。</p>
松 原 委 員	<p>私は、歴代校長の1人なのですが、私の前の役員の方なのです。そうすると、元PTA役員で考えると年数で考えても20年以上経っている。それで、あれって思っちゃったのですが、すみません、それだけです。</p>
教 育 長	<p>ご質問、ご意見等を皆さんからいただきました。 それでは、この原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、そのように決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、児童（生徒）数・学級数についての報告をお願いいたします。</p>
川勝学務課長	<p>1枚、A4でございますが、縦版で指導室の資料の後に配らせていただいております。</p> <p>区立小・中学校の児童数・学級数、29年の5月1日現在でございます。4月1日につきましては、速報値ということで、以前ご報告をさせていただいておりますが、こちら、5月1日の正式な数値の集計が整いましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>1番目でございますが、全児童（生徒）数・学級数という一番上の表でございます。こちらにつきましては、左側が29年度でございます。真ん中が28年度ということになっておりまして、その右側、比較の数値でございます。小学校の通常学級につきましては、3万4,445人ということでございます。小学校の知的障害の固定学級でございますが、こちらの児童さんが294名ということでございます。</p> <p>中学校の通常学級でございますが、1万5,618名ということでございます。中学校の特殊学級につきましては、211名ということでございまして、在籍児童（生徒）数合計が5万568名ということでございまして、昨年度と比較いたしますと、一番右側でございますが、児童（生徒）数については、510名の減少ということでございます。</p>

小学校が190名、中学校が320名ということで、中学校の減少のほう
 がだんだん徐々が増えていくというようなサイクルになり始めているとい
 うことをごさいますて、一応そういった数が傾向としてはございませ
 すが、ちょっと飛んでいただきまして、3番の一番下の表でございませ
 すが、全児童（生徒）数の過去5年の推移を載せさせていただいてお
 りますけれども、ごらんいただければおわかりいただけるとおり、25
 年度については、5万2,390名、児童（生徒）数がありましたが、
 今現在は5万568ということでございませす。ただ、約というか、
 公表上は5万1,000という数が去年は5万1,000をちょっと上回
 っておりますが、ここが568ございませすので、約5万1,000とい
 う児童（生徒）数については、減少傾向ではありませすけれども、
 おおよそは変わらないというところございませす。

2番目は、一応、参考数字的なところございませすが、真ん中やや下
 の表は、小学校と中学校の平均のークラス当たりの児童（生徒）数
 ございませして、これはほぼほぼ大きく変動はございませせんが、
 小学校については31名、中学校については35名というよう
 な規模の学級編制という形になってございませす。

以上ございませす。

教 育 長

ありがとうございます。この報告につきまして、ご質問、ご意見ござい
 ましたらお願いいたします。

古 巻 委 員

この数というのは、ちょっと比較になるかどうかわかりませんけど、
 他区と比べてどうなのでしょう。区の大きさは違ふと思ひませすが。

学 務 課 長

江戸川区の傾向といたしましては、ここ数年徐々に減る傾向にやはりな
 ってきておりますが、他区の状況と比べると動きは他区ほどは昔から減
 っているということではなく、近年の傾向として、小学校を中心に減り
 始め、中学校については、ここ二、三年で減り始めたということなので、
 23区的には非常にそういった意味では、学級規模というか学校数も含め
 て規模は大きく児童（生徒）数の減少も、遅い動きだということ
 は間違いなく言えると思ひませす。

今現状も、緩やかではありませすが減ってきているという状況ござい
 ませすので、他区より減少が著しく減ってきているということではない
 のですが、残念ながら他区のほうは波が早く来ていた関係とかがあり
 ませすので、江戸川区は少しそういう意味では減少が遅い感じ
 ですので、まだまだ少しずつ減少

	<p>をするというような推計も出ていると思います。以上でございます。</p>
上野委員	<p>今の古巻先生に関連してなのですが、23区で全体的に見たときに周辺区とか、いろいろ特徴がありますよね。人口動態など。江戸川区だけについていうと、若い夫婦の定着率が多いということはよく言われていますよね。ということはまた、子どももそれに順応して定着率が上がるということになるわけですね。</p> <p>ただ、ここに出てくる数字は、周辺地区の江戸川区から都心やその他の私立学校へ行く生徒も小学校からあるわけですよ。そういうものが入っていないでしょう。だから、これは区立へ来ている生徒だけを書いてあるわけですよ。だから、私立学校へ全体の人口の中、私立学校にどのくらい行っているのかとかいうのはなかなかとりにくいのでしょうか、もしわかっていれば。</p>
学務課長	<p>今現状は、28年度の数で、基本的に学校基本調査という5月1日の調査に基づいた調査、29年度の数ではありませんけれども、28年度で言いますと、1.2%が、小学校については私立の小学校に江戸川区の場合は行っているという形になります。私立かもしくは国立ということですね。区立に小学校入らないお子さんが1.2%ということですね。</p> <p>中学校につきましては、私立中学校、国立中学校合わせて約12.4%という形で、約11から13%ぐらいの間で、その傾向は余り変わらないか、若干、私立に行く数は減ってきているのが現状かなというところでございます。</p>
教育長	<p>たしか世田谷区なんか子どもの数ももっと、大きな区だから多いのだけど、公立に行っている子どもたちは江戸川のほうが多いですね。世田谷区あたりはもっと区立から出ていってしまっているのですね。</p>
上野委員	<p>私、一番聞きたかったのは最後のほうで、相当出ているということは知っているのですが、他区と比べて江戸川区はなんかその辺に特徴あるのかどうか。</p>
学務課長	<p>出ていないですね。少ないと思います。</p>
上野委員	<p>そうですか。傾向としては悪くないですね。</p>

教 育 長	<p>江戸川区は公立行っている子どもたち多いですね。 よろしいでしょうか。この件は。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、ないようでございますので、この報告事項を了承させていただきます。</p> <p>続いて、自然体験教室の開催についての報告をお願いいたします。</p>
市 川 教育研究所長	<p>それでは、自然体験教室へのお誘いといったペーパーをごらんいただきたいと思います。</p> <p>こちらは、教育研究所が去年の不登校・不登校傾向の児童・生徒を対象に平成12年度から実施しているものでございます。概要のみご紹介させていただきたいと思います。こちらは、保護者の皆様というふうに書かせていただいたとおり保護者宛てのペーパーになるのですが、大きく分けて内容をごらんいただきたいのですが、テント生活とかハイキングとか、ふだんの生活ではできない貴重な体験をしませんかといったような言葉を書かせていただいております。</p> <p>具体的に日程なのですが、下の囲みをごらんいただきたいと思います。7月25日から27日の二泊三日でございます。場所なのですが、昨年度までは、新潟県にあります塩沢江戸川荘を使っていたのですが、今年度から茨城県の城里町のふれあいの里キャンプ場を使用することにいたしました。場所を変えた理由なのですが、本区と城里町については、交流をしているところでございまして、平成27年に災害時総合支援協定というのを締結していきまして、それ以降、さまざまな例えば、区民まつりであるとかいろいろなところで交流を進めているところでございます。それもきっかけとして、交流の一環として自然体験教室を城里町でというところで計画を進めてきました。</p> <p>対象なのですが、こちらは先ほどご案内したとおり不登校傾向の児童・生徒でございまして、対象が小学校4年生から中学校3年生になります。参加費は5,000円をいただくことにしています。5,000円の内訳なのですが、食事代、それから、おやつ代、飲料水、あと、レクリエーション費等々ということでございます。</p> <p>具体的に申し込み方法なのですが、例年、学校サポート教室に通室している児童・生徒の参加が圧倒的に多ございますので、学校サポート教室</p>

	<p>を通じて、それから、在籍している小・中学校を通じてといった方法、二つの方法がとれるようにしています。定員は30名程度としていますが、ここ数年、大体毎年20名ちょっとの参加でございまして、傾向としては30名を超えることは今まではなかったといった事態がございまして。</p> <p>一番下に書きましたが、これについては、保護者の方もかなり参加について心配される可能性も高い状況にございまして、事前に7月13日に保護者説明会をグリーンパレスのほうであわせて開催しています。</p> <p>こういった内容で、日ごろなかなか学校に行けない子どもたちというのは、例えば遠足であるとか、修学旅行であるとか、そういったところに参加できない状況にありますが、こういった機会でいろいろな経験ができることは非常に貴重かなというふうに考えております。概要は以上でございまして。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>たしか去年か一昨年に聞いたそのとき、印象に残っていたのは、参加した子たちが、非常に生き生きとしていい感想文みたいなものを出していたという話を聞いたんですね。感想文は出させるようにしているのですか。</p>
教育研究所長	<p>はい。時間の関係で、全部を読むわけにはいかないのですが、ただ、感想文とともにアンケートを必ずとってございまして、例えば、昨年度の場合、幾つか項目があるのですが、「楽しかったかどうか」というのは、「すごく楽しかった」「少し楽しかった」「少しつまらなかった」「すごくつまらなかった」4段階とっているのですが、「すごく楽しかった」が64%、「少し楽しかった」が36%で、否定的な回答は0でございました。あと、我々、重要視しているのが、「人とかがかわれたかどうか」という項目なのですが、こちらも否定的な回答はなく、「すごくかわれた」という子が71%、「少しかわれた」というお子さんが29%といった傾向でございまして。</p> <p>あと、心に残ったこととかもちょっと書かせていただいているのですが、去年は天候が非常に不順で、ものすごい豪雨の中、テントを建てたりとかいろいろ経験をしたらしいのですが、そういったことの中で、みんなと協力できたことが非常に印象に残ったとか、他の学校サポート教室の生徒としゃべれたのが非常によかったとか、あとは、これもおもしろいのですけれど、参加することによって、自宅、家のすばらしさに改めて気づいたといったような感想もあつたりとか、さまざまではあるのですが、それぞれの経験が子ども</p>

	<p>もたちにとって非常に有益というか貴重なものであることは間違いかなというふうに思います。</p>
上野委員	<p>茨城のふれあいの里キャンプ場というのは、江戸川区の施設と関係あるのですか。</p>
教育研究所長	<p>関係はございません。あくまでも町というかそれぞれ自治体が設置したものですので。</p>
上野委員	<p>場所は毎年変わっているわけですか。</p>
教育研究所長	<p>今回、城里町との交流をさらに促進するという意味もありまして、今回変えました。ですから、これまでは塩沢江戸川荘がずっと続いていましたので、ですから、ちょっと我々、運営する側も今までのノウハウがなかなか通用しない部分もありますので、既に担当者も何回か実地調査に行ったりとかして今、詳細な計画を詰めているところでございます。</p>
上野委員	<p>いろいろ事故だとかなんかあったときのために例えば、参加者に保険的なものは入ったりしているわけですか。大きな事故は今までなかったのでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>これまで大事故は幸いにしてないのですが、そちらはきちんとやっております。実際に保険証の番号とかいただいたりとか、救急の手配とかもすぐ動けるようにしています。</p>
上野委員	<p>先生方、大変だね。わかりました。</p>
松原委員	<p>サポート教室以外の児童・生徒は参加していますかね。</p>
教育研究所長	<p>昨年は合計22名が参加していましたが、学校サポート教室在籍していないお子さんは1人だけでした。過去も見ますと、27年度は、サポート教室以外は0、26年度が2名、25年度が1名という形ですので、基本、学校サポート教室のお子さんがほとんどですね。</p>
松原委員	<p>ぬくもり塾で1人、学習障害の子がいるのです。学校には行っているのだ</p>

	けども、コミュニケーション能力がないのです。女の子、中2なのですがね、だから、どうかなと思ひまして。
教育研究所長	もちろん大丈夫ですので、ぜひお話しください。
松原委員	ありがとうございます。
古巻委員	参加の男女比はどのようなのですか。
教育研究所長	これは例年、男子のほうが多ございます。昨年度は22名と先ほどご紹介しましたが、男子が14名、女子が8名でございます。その前の年、27年度が男子が13名、女子が10名というような形で、割と男女比に近い年もあるのですが、ただ、例年、男子のほうが多ございまして、女子の数が男子を超えたことはないというような状況です。
教育長	大体、ご質問、ご意見いただいたと思います。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、ただいまの報告事項を了承させていただきます。 以上をもちまして、平成29年第10回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午前11時18分